①食事療養標準負担額

			令和６年５月３１日まで	令和６年６月１日から令和６年４月３０日まで
			１食当たり	１食当たり
住民税課税世帯			４６０円	４９０円
	指定難病疾患と 小児慢性特定疾病児童等		２６０円	２８０円
住民税非課税世帯	・70歳未満の方 ・70歳以上の低所得Ⅱの方	過去1年間の入院期間が90日までの場合	２１０円	２３０円
		過去1年間の入院期間が90日を超える場合（※1）	１６０円	１８０円
	・70歳以上の低所得Ⅰの方		１００円	１１０円

②生活療養養標準負担額（療養病床に入院する６５歳以上の方）

【医療の必要性の低い者】

		令和６年５月３１日まで		令和６年６月１日から令和６年４月３０日まで	
		食費 （１食当たり）	居住費 （１日当たり）	食費 （１食当たり）	居住費 （１日当たり）
住民税課税世帯		４６０円（※2）	３７０円	４９０円（※2）	３７０円
住民税非課税世帯	・70歳未満の方 ・70歳以上の低所得Ⅱの方	２１０円		２３０円	
	・70歳以上の低所得Ⅰの方	１３０円		１４０円	

【医療の必要性の高い者（厚生労働大臣が定める者】

			令和６年５月３１日まで		令和６年６月１日から令和６年４月３０日まで	
			食費 （１食当たり）	居住費 （１日当たり）	食費 （１食当たり）	居住費 （１日当たり）
住民税課税世帯			４６０円（※2）	３７０円	４９０円（※2）	３７０円
住民税非課税世帯	・70歳未満の方 ・70歳以上の低所得Ⅱの方	過去1年間の入院期間が90日までの場合	２１０円		２３０円	
		過去1年間の入院期間が90日を超える場合（※1）	１６０円		１８０円	
	・70歳以上の低所得Ⅰの方		１００円		１１０円	

（※1）　申請した月以前の１年間で入院が９０日を超える場合は、１８０円(令和６年５月３１日までは１６０円)になりますのであらためて限度額適用・標準負担額減額認定の申請が必要です。

（※2）　医療機関の施設基準により４５０円(令和６年５月３１日までは４２０円)の場合があります。